

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 東伯郡及び西伯郡の計量器定期検査の実施
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇広告 鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込み

告示

鳥取県告示第百号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により、東伯郡及び西伯郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十五年三月十五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

検査期日	検査区域	検査場所
三月二十八日	東伯郡北条町	中北条小学校
二十九日	"	下北条小学校
三十日	大栄町	由良小学校
三十一日	"	大誠小学校
四月一日	東伯町	八橋小学校
四月二日	"	浦安公会堂
四日	"	下郷小学校
五日	"	古布庄小学校
六日	"	赤碕町役場
七日	赤碕町	安田小学校
八日	"	以西小学校
十一日	"	下中山小学校
十二日	西伯郡中山町	中山町役場逢坂支所
十三日	"	名和公民館
十四日	名和町	"
十五日	"	"
十八日	大山町	大山保育所

十九日	大山第二中学校
二十日	淀江町 淀江公民館
二十一日	宇田川公民館
二十二日	淀江町役場大和支所
二十五日	日吉津村 日吉津村役場
二十六日	伯仙町 こたか保育所

(備考) 計量法第四十二条ただし書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期日を昭和三十五年三月二十八日から四月二十七日までとする。

登録番号	登録年月日	名称	所在	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第三〇六号	昭三三、九	河金組	東伯郡羽合町大字橋津二〇九	河金 敬儀	昭三五、三、二
〃 第三三六号	〃七、二六	今井組	日野郡江府町大字江尾	今井 智道	〃
〃 第一〇六号	〃六、三	旭土建有限公司	八頭郡若桜町高野五三四の一	中村 節芳	〃

鳥取県告示第百二号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十

鳥取県告示第百一号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第四項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五年三月四日変更登録した。

昭和三十五年三月十五日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	石 破 二 朗	商号又は名称	主たる営業所々所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (ハ)第一一五号	昭三四、一四	株式会社	長谷川安弘	株式会社長谷川商会	米子市道笑町一丁目六七	(新)長谷川安弘
〃 第五一九号	昭三三、二	因伯建設有限公司	(新)中山しづ子		八頭郡河原町大字佐貫一、一一二	(旧)中山しづ子 (新)孫市

鳥取県告示第百三号

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第九条の二第一項ただし書の規定に基づき昭和三十五年自治庁告示第十三号により定められた鳥取県において使用する遊興飲食税の公給領収証の様式は、昭和三十五年四月一日から実施する。ただし、従前の様式による公給領収証の用紙は、所轄県事務所長の承認を得て、使用することができる。

昭和三十五年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和三十五年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年三月十五日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正 雄
- 一 日時 昭和三十五年三月十八日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 昭和三十五年度公明選挙常時啓発事業計画

について
その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

一日時 昭和三十五年三月 十六日 午前十一時

昭和三十五年三月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 公立学校教職員人事について

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の 申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となりますが、昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者又は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込みください。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行ないません。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、
鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金

円を添えて申し込めます。

昭和三十五年三月 日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行所 鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取県 印刷所